

みやぎデータ駆動型農業拡大支援事業補助金実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、施設園芸における環境データの見える化及びデータの蓄積を行う農業経営体の裾野を広げるとともに、農業経営体と指導機関とで環境データを共有して遠隔での技術支援を行える環境を整備することを目的とした、クラウド対応環境計測機器（環境モニター）や複合環境制御機器を導入する事業計画を知事が認定し、その事業に要する経費の一部を補助し、当該事業計画を総合的に支援することにより、将来高度な環境制御に取り組む農業経営体の育成を図るみやぎデータ駆動型農業拡大支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において知事が認定する事業計画を「みやぎデータ駆動型農業拡大支援事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）という。

2 この要領において農業経営体の定義は別表1のとおりとする。

(本事業の内容)

第3 本事業の内容、事業実施主体、採択要件等は、別表2のとおりとする。

(本事業の実施手続き)

第4 本事業に基づく事業実施計画認定を希望する事業実施主体（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号により知事に申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(審査)

第5 知事は、第4の申請を受理したときは、速やかに内容を調査し、次に掲げる事項及び別表3に定めた採択加算ポイントについて審査するものとする。

- (1) 事業内容、目標の妥当性及び実現可能性
- (2) 事業内容の導入による成長性及び目標達成の可能性
- (3) その他必要と認められる事項

(事業実施計画の認定)

第6 知事は、第4の規定により申請があった場合は、第5の規定による審査規定に基づき、実施計画の審査を行い、審査結果を申請者に通知するものとする。

(支援施策等)

第7 第6の規定により知事の認定を受けた事業実施主体（以下「認定事業実施主体」という。）は、別に定めるところにより、みやぎデータ駆動型農業拡大支援事業補助金を申請することができるものとする。

(事業の着手)

第8 本事業の着手（機器・機械等の入札・発注を含む。）は、原則として本事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、本事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により補助金の交付決定前に着手する場合には、認定事業実施主体は、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記した補助金交付決定前着手届（以下

「着手届」という。)を提出するものとする。

この場合、認定事業実施主体は、当該補助金交付決定の通知までに発生したあらゆる損失等を自らが負担することを了知の上で行うものとする。

- 2 認定事業実施主体は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合には、補助金交付申請書に着手年月日を記入するものとする。

(本事業の指導推進)

第9 県は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、指導推進体制を整備し、事業実施主体等との間に緊密な連携を図りながら、他の計画、本事業との整合及び関連に配慮するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

- 2 地方振興(地域)事務所は、農業改良普及センター及び農業・園芸総合研究所等関係地方機関及び関係農業団体との緊密な連携の下に、事業の円滑かつ適正な推進に努めるものとする。

(本事業計画の変更等)

第10 認定事業実施主体は、認定を受けた事業実施計画の内容を変更する場合には、別記様式第2号により知事の承認を受けるものとする。ただし、変更が軽微なものであって、事業実施計画全体に著しい変更を及ぼさない場合は、この限りでない。

- 2 認定事業実施主体は、事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けるものとする。
- 3 知事は、第6の規定により認定を受けた事業実施計画に虚偽の記載があった場合又は当該認定を受けた事業実施計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(報告及び調査)

第11 知事は、特に必要と認めた場合には、認定事業実施主体に対して遂行状況等を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

(書類の提出経由)

第12 この要領により知事に提出する書類は、事業実施箇所を所轄する地方振興(地域)事務所長(以下「所長」という。)を経由するものとし、所長はその写しを保管するものとする。

- 2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する所長を経由するものとする。

(その他)

第13 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年8月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月29日から施行する。